

平成27年度

与謝野町財政援助団体等監査報告書

平成27年12月

与謝野町監査委員

平成27年度財政援助団体等監査報告書

- 1 監査の種類
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象
財政援助団体 与謝野町観光協会
所 管 課 商工観光課

指定管理者団体 ドルフィン株式会社
所 管 課 商工観光課
- 3 監査の種別 財政援助団体監査・公の施設指定管理者監査
- 4 監査の範囲 平成27年度に執行された財政援助及び公の施設管理に係る
出納並びに業務実施状況等
- 5 監査の実施日時・場所 平成27年10月27日（火）
(1) 与謝野町観光協会（場所 与謝野町観光協会）
午前10時00分～午前11時40分

(2) ドルフィン株式会社（場所 クアハウス岩滝）
午前1時30分～午前2時30分
- 6 監査の主眼及び実施方法
財政援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、それぞれ関係書類の検査を行うとともに、所管課長等及び財政援助団体等から事業概要について聴取を行った。
- 7 監査結果
(1) 財政援助団体 与謝野町観光協会
補助金に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。
与謝野駅からのアクセスについて、京都丹後鉄道や丹後海陸交通と連携して、利便性が向上するよう取り組まれない。

与謝野町観光協会と株式会社マサカノが契約している業務委託の中で、事務局長事務の扱いについて整理をされたい。

今後も観光振興発展のため、努力してもらいたい。

(2) 指定管理者団体　　ドルフィン株式会社

公の施設管理に係る出納その他の事務は適正に処理されており、特に問題はなかった。

経費削減だけでなく、与謝野町観光協会と連携してクアハウスのPR活動を促進し、利用者増による経営の安定化が必要と考える。

今後も町の貴重な財産を最大限に活用し、町の振興発展のため努力してもらいたい。